

2023年4月21日

各 位

株式会社 豊和銀行

「経営者保証等に関する取組方針」の公表について

豊和銀行（頭取 榎藤 淳）は、経営者保証に依存しないご融資をさらに拡大し、お客さまの柔軟かつ円滑な資金調達をご支援するため、「経営者保証等に関する取組方針」を定め、本日、ホームページで公表いたしました。2023 年4月より、この取組方針に沿った経営者保証の取扱いを開始しております。

お客さまとのコミュニケーションを通じての事業の理解に基づくご融資やコンサルティング機能の発揮により、金融・非金融の両面で、お客さまのさらなる成長や積極的な事業展開、地域社会の発展に向けて取り組んでまいります。

以下に概要をお知らせいたします。

「経営者保証等に関する取組方針」の内容

豊和銀行の経営者保証等に関する取組方針

1. 経営者保証に関する取組方針

当行は、事業者さま向けのご融資にあたり、原則として経営者保証をいたしません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、保証の提供をお願いすることがございます。

- (1)事業と個人の資産が区分されていない場合
- (2)法人から経営者に対して多額の貸付金などの資金のやりとりが行われている場合
- (3)適時適切に財務情報等を提供していただけない場合
- (4)資産・収益力によって借入返済が可能であるとの判断ができない場合
- (5)あらかじめ経営者保証が必要とされるご融資を利用していただく場合

保証をお願いする場合には以下について、具体的かつ丁寧に説明いたします。

- (1)どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか
- (2)どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか

2. 保証債務整理に関する取組方針

当行は、お客さまから保証債務整理のお申し出があった場合や、万一、保証履行を求める場合には、お客さまの資産状況などを勘案した上で、履行請求の範囲を検討し、保証債務免除要請について適切かつ誠実な対応に努めます。

以 上